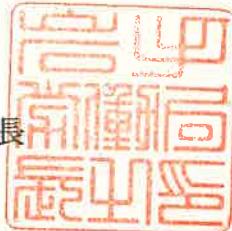


05.04.13
付

岩労発基 0410 第 4 号
令和 5 年 4 月 10 日

関係団体・機関 各位

岩手労働局長



労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令等の施行について

日頃から労働安全衛生行政の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。今般、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 69 号。以下「改正政令」という。）が令和 5 年 3 月 23 日に、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 5 年厚生労働省令第 29 号。以下「改正省令」という。）及び労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（令和 5 年厚生労働省告示第 88 号。以下「改正告示」という。）が令和 5 年 3 月 27 日に公布及び告示され、一部の事項を除き令和 5 年 10 月 1 日から施行することとされたところです。

これらの改正の趣旨、内容等については別紙のとおりであり、その概要は同封のリーフレットのとおりです。

つきましては、貴団体・機関におかれましても改正の趣旨を御理解いただき、関係事業者等に対して改正の内容等の周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、本リーフレットにつきましては岩手労働局ホームページの健康安全課担当ページに掲載しましたので、御活用願います。

岩手労働局健康安全課担当ページURL



https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/kijunbu/eisei.html

改正の趣旨、内容等について

第1 改正の趣旨及び概要

1 改正の趣旨

電動ファン付き呼吸用保護具については、これまで、防じん用のものについてのみ労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第42条の譲渡等制限（以下単に「譲渡等制限」という。）及び法第44条の2第1項の型式検定（以下単に「型式検定」という。）の対象としてきたところである。

近年、防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具が開発され、従来の防毒マスクと比較して化学物質に対する防護能力が高く、かつ、呼吸がしやすい等の利点があり、化学物質による労働災害防止のために有効な保護具であることから、当該保護具について譲渡等制限及び型式検定の対象とするため、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。）、労働安全衛生法関係手数料令（昭和47年政令第345号。以下「手数料令」という。）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号。以下「登録省令」という。）、機械等検定規則（昭和47年労働省令第45号。以下「検定則」という。）、電動ファン付き呼吸用保護具の規格（平成26年厚生労働省告示第455号）等について、所要の改正を行ったものである。

2 改正政令の概要

(1) 安衛令の一部改正

ア 譲渡等制限の対象となる機械の追加

譲渡等制限の対象には、ハロゲンガス用又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具その他厚生労働省令で定めるもの以外の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具は含まれないことを規定したこと（第13条第5項関係）。

イ 型式検定を受けるべき機械の追加

型式検定を受けるべき機械として、防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（ハロゲンガス用又は有機ガス用のものその他厚生労働省令で定めるものに限る。）を対象とすることを規定したこと（第14条の2関係）。

(2) 手数料令の一部改正

ア 国が行う防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定の手数料を定めたこと（別表第3関係）。

イ 型式検定に係る職員の出張費用の手数料への加算について定めたこと（第5条の2関係）。

(3) その他所要の改正を行ったこと。

3 改正省令の概要

(1) 安衛則の一部改正

譲渡等制限及び型式検定の対象となる防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具として、アンモニア用のもの及び亜硫酸ガス用のものを規定したこと（第26条の2及び第29条の3関係）。

(2) 登録省令の一部改正

指定外国検査機関の指定の区分及び登録型式検定機関の登録の区分に、防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具に係る区分を追加したこと（第1条の12及び第19条の3関係）。

(3) その他所要の改正を行ったこと。

4 改正告示の概要

(1) 電動ファン付き呼吸用保護具の規格の一部改正

防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の規格を定めたこと。

(2) その他所要の改正を行ったこと。

5 施行日及び経過措置

(1) 施行日（改正政令附則第1条、改正省令附則第1条及び改正告示附則関係）

改正政令及び改正省令は、一部を除き、令和5年10月1日から施行することとしたこと。

(2) 改正政令に係る経過措置（改正政令附則第2条及び第3条関係）

ハロゲンガス用又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具その他厚生労働省令で定めるもので、令和6年10月1日前に製造され、又は輸入されたものについては、法第42条の規定は適用しないとともに、法第44条の2に基づく型式検定を受けることを要しないこと。

(3) 改正省令に係る経過措置

ア ハロゲンガス用又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具及び改正省令による改正後の安衛則第26条の2で定めるもので、令和6年10月1日前に製造され、又は輸入されたものについては、令和8年9月30日までの間、安衛則第27条は適用しないこと（改正省令附則第2条）。

イ その他所要の経過措置を設けたこと。

第2 細部事項

1 検定則関係（改正省令第8条関係）

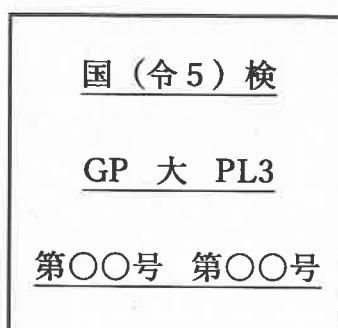
(1) 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定合格標章に表示すべき「種類」は、面体等及び電動ファンに付す型式検定合格標章については通常風量形又は大風量形の別、ろ過材に付す型式検定合格標章については粒子

捕集効率に係る性能による区分であること（様式第11号（3）（甲）備考4及び様式第11号（3）（乙）備考3関係）。

（2） 1つの防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の面体等又はろ過材等に複数の型式検定合格標章を同時に表示すべき場合であって、これらの型式検定合格標章に記載すべき「型式検定に合格した年」、「品名」及び「種類」が同一であるときは、これらの型式検定合格標章を1つの標章にまとめた上で、複数の型式検定合格番号を列記することも差し支えないこととしたこと（様式第11号（3）（甲）備考5及び様式第11号（3）（乙）備考4関係）。

なお、このような型式検定合格標章の例は次のとおりであること。

（様式第11号（3）（乙）の場合の例）



2 電動ファン付き呼吸用保護具の規格関係（改正告示第5条関係）

（1）第6条関係

表中「吸収缶」の項の「条件」欄の第2号中「ろ過材を具備していること。」とは、ろ過材を吸収缶の内部に具備しているものに加えて、ろ過材が吸収缶の外側から取り付けられているものを含むものであること。

（2）第7条関係

表中「内圧試験」の「通気抵抗測定装着具」とは、面体の気密性を保持することができる形状のもので、「試験用人頭」では気密性の保持が難しい場合に、「試験用人頭」の代わりに使用すること。

（3）第8条関係

第5項第3号の「使用上の注意事項」には、除毒能力、重量、未使用吸収缶の保存期限、防じん機能の有無及び性能による区分に応じた適用範囲、使用用途等についても記載されていることが望ましいこと。

第3 関連通達の改正

改正政令等の公布前に発せられた、次に掲げる関係通達においては、「電動ファン付き呼吸用保護具」と規定されているものは、「防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具」と、「防毒マスク」と規定されているものは、「防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具」と読み替えた上で適用すること。

政令第六十九号

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十四条の二第一項、第一百十二条第一項及び第一百十三条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（労働安全衛生法施行令の一部改正）

第一条 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第五項の表に次のように加える。

法別表第二第十六号に掲げる電動ファン付き呼吸用保護具	ハロゲンガス用又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具その他厚生労働省令で定めるもの以外の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具
----------------------------	---

第十四条の二第十三号を次のように改める。

十三 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具

第十四条の二に次の一号を加える。

十四 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（ハロゲンガス用又は有機ガス用のものその他厚生労働省令で定めるものに限る。）

（労働安全衛生法関係手数料令の一部改正）

第一条 労働安全衛生法関係手数料令（昭和四十七年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「又は第十三号」を「、第十三号又は第十四号」に改める。

別表第三中「第五条」の下に「、第五条の二」を加え、同表第一号中「シャー」を「シャー」に改め、同表第十三号中「電動ファン付き呼吸用保護具」を「防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（次号に掲げるものを除く。）」に改め、同号の次に次のように加える。

十四 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具

(1) 新規検定

(一) 吸收缶のみについて型式検定を受ける場合

防じん機能を有するもの

防じん機能を有しないもの

一、一五四、九〇〇

(二) (一)に掲げる場合以外の場合

一、二三一七、五〇〇

防じん機能を有するもの

一、二〇一、二〇〇

防じん機能を有しないもの

一、二二一、一〇〇

(2) 更新検定

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和五年十月一日から施行する。

(譲渡等の制限等に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の労働安全衛生法施行令（次項において「新令」という。）第十三条第五項の表法別表第二第十六号に掲げる電動ファン付き呼吸用保護具の項の下欄に規定するハロゲンガス用又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具その他厚生労働省令で定めるもので、令和六年十月一日前に製造され、又は輸入されたものについては、労働安全衛生法（次項において「法」とい

う。) 第四十二条の規定は、適用しない。

(型式検定に関する経過措置)

- 3 新令第十四条の二第十四号に掲げる機械等で、令和六年十月一日前に製造され、又は輸入されたものについては、法第四十四条の二第一項の型式検定を受けることを要しない。

防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具が型式検定等の対象機械に追加されます！！

厚生労働省では、平成26年に防じん用の電動ファン付き呼吸用保護具についてのみ構造規格を定め、型式検定の対象としてきましたが、今般、防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（防毒用電動ファン付き呼吸用保護具）が型式検定等の対象となりました。

この改正は、令和5年10月1日から施行・適用します。

- ① 型式検定に合格していない防毒用電動ファン付き呼吸用保護具は、2026年（令和8年）9月30日までしか使用できませんので、それまでに型式検定に合格したものに買い換えてください。
- ② 防毒マスクの使用が義務付けられている作業場所等で、防毒用電動ファン付き呼吸用保護具も使用することができるようになります。

防毒用電動ファン付き呼吸用保護具とは

- ▶ 主に電動ファン、吸收缶、面体等から構成され、環境空気中の有害なガス若しくは蒸気等を除去した空気を装着者へ供給するろ過式呼吸用保護具。
- ▶ 電動ファンにより送気するので、面体内が陽圧（※）になるため、面体内に有害物質が侵入しにくく、かつ、呼吸が容易であり作業者の負担が少ない。
- ※ 防じんマスク及び防毒マスクは、肺力により空気を吸引するため、面体内は陰圧になる。

電動ファン付き呼吸用保護具の種類

面体形



全面形面体



※半面形面体、全面形面体の写真はG-PAPRのもの。

ルーズフィット形



フード

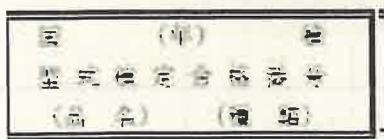
フェイスシールド



※フード、フェイスシールドの写真はPAPRのもの。

＜型式検定合格標章の例＞

(呼吸用保護具本体用の合格標章)



※本体の合格標章は概ね赤丸（●）部分に貼られています。

(吸收缶及び電動ファン用)



- ▶ 型式検定に合格したものは合格標章が貼られています。
- ▶ 「国（年）検」部分に型式検定に合格した年から有効期間（5年）を過ぎた製造年月ではないかを確認してください。
- ▶ 「品名」部分には、防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の場合は「GP」と記載されています。



今回の改正等のポイント

1. 型式検定及び譲渡等制限の対象機械へ追加

- 防毒用電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定及び譲渡等制限を受けるべき機械として追加。

2. 型式検定及び規格を具備すべき機械を規定

- 型式検定及び規格を具備すべき防毒用電動ファン付き呼吸用保護具として、「ハロゲンガス用」「有機ガス用」、「アンモニア用」と「亜硫酸ガス用」の4つを規定。

3. 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具へ名称変更

- 既に「電動ファン付き呼吸用保護具」と規定されている政省令等について、「防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具」と名称変更。

4. その他関係省令の一部改正

- 有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）等において、各作業の際に防毒マスク等を使用しなければならないと規定されている機械等に防毒用電動ファン付き呼吸用保護具を追加。

経過措置（猶予期間）

<2024年（令和6年）10月1日前に製造・輸入されたもの>

型式検定に合格標章の表示が付されていないものは、2026年（令和8年）9月30日までしか使用できません。

経過措置（猶予期間）等について

	2022(令和4)年				2023(令和5)年				2024(令和6)年				2025(令和7)年				2026(令和8)年				2027(令和9)年以降				
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正					★公示（3月中）★施行 10月1日																				
省令改正					★公示（3月中）★施行 10月1日																				
①改正構造規格に基づく防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の使用、認定等又は型式検定に合格している防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の使用（※1）、輸入・製造 <政令附則第1項>																									
②令和6年10月1日前に製造等され、改正構造規格に基づかない防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の使用が認められる猶予期間（※2） <政令附則第2項、省令附則第2条>																									
③令和6年10月1日前に製造等され、型式検定に合格していない防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の使用が認められる猶予期間 <政令附則第3項、省令附則第2条>																									

*1：施行後は、労働安全衛生規則（以下、「安衛則」という。）第27条により規格を具备したものを使用しなければならず、労働安全衛生法（以下、「安衛法」という。）第44条の2第7項により型式検定を受けたものを使用しなければならない。

*2：令和6年10月1日前に製造され、又は輸入されたものは、令和8年9月30日までの間は、安衛則第27条を適用しない。